

【用語】穿鑿—どこまでも調べ立てること 耶蘇宗門—キリスト教  
急度—しつかりと 吉利支丹—キリシタン、キリスト教信者 うさん  
成者—怪しい者、疑わしい者 曲事—処罰、処分 前地—本百姓から  
田畑・屋敷を借りて耕作している者 棚借り—店借、家を借りている  
者 注進—報告すること 讓原村—多野郡鬼石町

【解説】島原の乱後、幕府はキリスト教の禁止と信者の摘発・弾圧を強めていった。寛永十七年（一六四〇）まず幕府領に宗門改役を設置して宗門改めを実施すると、寛文四年（一六六四）には諸藩へも命じた。

また、この間の明暦二年（一六五六）には宗門奉行が全国のキリシタン探索を行った。宗門改めとはキリシタンを摘発する制度で、キリシタンでないことを檀那寺に証明させる寺請制度などによって進められた。なお、探索・摘発には相互監視の役割を持つ五人組制度が利用された。明暦二年の探索により、上野国では沼田・高崎・前橋の各藩領のほか、幕府領の鬼石村・三波川村などでキリシタンの摘発があった。

この文書は、明暦の探索後の寛文十一年に讓原村でも探索が行われたことを示している。鬼石村周辺はキリシタン潜伏の可能性の高い地域とみられていたのであろう。内容は、キリシタンの探索後に幕府代官の伊奈左門へあてた請証文であり、五人組内で調べたがキリシタンはいなかったことを報告し、村内に宿泊する者は五人組で改め、怪しい者であればすぐに届け出ることを誓約している。